# 区民の安全で平穏な生活環境を守るための 都市型民泊に関する適正なルールをつくります

資料2①

### ≪民泊の規制は喫緊の課題≫

旅館業法の許可なく宿泊目的でマンションなどの部屋を利用させる「違法民泊」の苦情や相談が区民から多数寄せられています。管理者責任が不明確なため、利用者による騒音やゴミ出しのルールが守られないなど、区民の生活環境に影響が生じています。

国の「民泊新法」の制定が進められている中、外国人観光客を受け入れ、にぎわいを創出していくための宿泊施設の確保も大切ですが、区民生活の安全・安心を最優先に考えていかなければなりません。

1 旅館業法違反 (無許可営業) の苦情受付及び指導等

◆民泊苦情件数 平成25年度: 3件 平成26年度: 6件

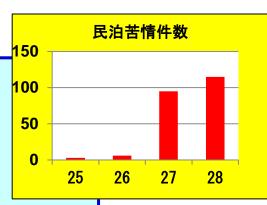
平成26年度: 6件 平成27年度: 95件

平成28年度: 115件(9月末時点)

- 2 法律による適正な規制及び地域実情に合ったルール づくりができるよう国へ要望【平成28年1月及び9月】
- 3 学識経験者・区民・不動産業・警察・消防等関係機関 で組織する<mark>新宿区民泊問題対応検討会議</mark>を設置 【平成28年10月】

第1回会議(10月26日)…都市型の民泊について各分野の委員から提起された具体的な課題を共有

第2回会議(11月18日)…第1回会議の課題を 踏まえ、新宿区にふさわしい都市型民泊のあり方 や適正なルールの項目等について検討





- 早急なルールづくりが必要
- ・近隣住民への説明と標示が必要
- ・犯罪やテロへの不安
- ・違反施設に対する実効性のある 措置が必要 等

## ≪新宿区に必要なルールの項目≫

#### 区・区民・事業者の責務を明示

- ・区による違法民泊防止と適正なルール化、普及啓発
- ・区民及び事業者の協力

#### 民泊の適正な運営のための措置

- ・民泊禁止区域の指定
- ・事業者による近隣住民への事前説明等
- ・法令、契約、管理規約違反のないことを確認
- ・標識設置・管理者設置・管理状況の報告
- ・利用者本人との面接 ・利用者名簿の備付

#### 違法民泊の防止措置

- 違法民泊の提供、管理、あっせんの禁止
- ・調査・報告等への協力
- ・区長への通報

【問合せ先】健康部衛生課環境衛生第一係 電話:03-5273-3841